

大田区学校運営協議会規則を公布する。

令和4年1月21日

大田区教育委員会

大田区教育委員会規則第1号

大田区学校運営協議会規則

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(趣旨)

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、大田区教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、学校に在籍する児童又は生徒の保護者（以下「保護者」という。）及び地域住民等の学校運営への参画の促進や連携を進めることにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童又は生徒の健全育成に継続的に取り組むものとする。

2 協議会は、学校と保護者及び地域住民等との連携・協働により、次に掲げる事項に取り組むとともに、未来を担う児童又は生徒の成長を育むものとする。

(1) 保護者及び地域住民等が学校の運営に参画することで、地域とともにあり、信頼される学校づくりに資すること。

(2) 学校、保護者及び地域住民等が一体となって、より良い学校教育と特色ある学校づくりを推進すること。

(3) 保護者及び地域住民等が、責任をもって学校運営に参画すること。

(設置)

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごと

に、協議会を置くものとする。ただし、小中一貫教育に関わる場合その他教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認められた場合には、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、当該学校の校長、保護者及び地域住民等の意見を聴くものとする。

3 協議会を設置した学校（以下「対象学校」という。）は、地域教育連絡協議会設置要綱（平成17年教指発第57号）により設置した地域教育連絡協議会を廃止するものとする。

（委員の任命等）

第4条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- （1） 対象学校の所在する地域の住民
- （2） 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- （3） 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員等対象学校の運営に資する活動を行う者
- （4） 有識者
- （5） 対象学校の校長
- （6） 教育委員会又は対象学校の校長が必要と認める者

2 教育委員会は、対象学校の校長から申請があったときは、前項の委員の任命について当該校長から意見を聴くものとする。

3 委員の数は、10から15人程度とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（委員の任期等）

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合は、速やかに新委員を任命する。新委員の任期は、前任者

の残任期間とする。

3 教育委員会は、委員から辞任の申出があったときのほか、委員が次に掲げる事由に該当するときは、第1項の規定にかかわらず、委員を解任することができる。

(1) 委員が前条第1項各号に規定する者として該当しなくなったとき。

(2) 委員に心身の故障など職務遂行上の支障があると教育委員会が認めるとき。

(3) 委員としてふさわしくない言動、職務上の義務違反その他委員たるに適しない行為があると教育委員会が認めるとき。

(委員の身分及び報酬)

第6条 委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。

2 委員の報酬は、別に定める。

(守秘義務等)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、公正かつ誠実にその職務を遂行しなければならない。

(会長及び副会長)

第8条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選任し、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、協議会を招集し、議事を掌る。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を行う。

(協議会の会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決する

ところによる。

3 会長は、会議の運営に必要な教職員等の出席を求めることができる。

(会議の公開)

第10条 会議は、公開とする。ただし、次に掲げる事項を審議する場合は、公開しないことができる。

(1) 当該対象学校の教職員の採用その他の任用に関する事項

(2) 協議会が公開しないことが必要と認める事項

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(学校運営の基本的な方針の承認)

第11条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

(1) 学校経営計画に関すること。

(2) 教育課程の編成に関すること。

(3) 組織編制に関すること。

(4) 学校予算の編成及び執行に関すること。

(5) 施設管理及び施設設備等の整備に関すること。

2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うこととする。

(学校運営等に関する意見の申出)

第12条 協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

(教職員の任用に関する意見の申出)

第13条 協議会は、第2条に定める趣旨を踏まえ、対象学校の教職員の採用その他の任用に関する事項について、教育委員会を經由し、東京都教育委員会任命

権者に対して意見を述べることができる。ただし、対象学校の教職員の採用、昇任及び転任に関する一般的事項に限るものとし、特定の教職員についての意見の申出はできないものとする。

(学校運営等に関する評価)

第14条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第15条 協議会は、対象学校の運営について、保護者及び地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する保護者及び地域住民等の理解を深めること。

(2) 対象学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること。

(部会等)

第16条 協議会は、その定めるところにより、部会等の必要な組織を置くことができる。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(研修等)

第18条 教育委員会及び協議会は、委員に対して必要な研修等を行うものとする。

(委任)

第19条 この規則の施行について必要な事項は、大田区教育委員会教育長が別に定める。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。